

☆アンケートのお答え前にお読みください。

①【市民病院の経営状況について】

病院経営におきましては、医業収益と医業費用の差額は重要ポイントになります。以下の〈参考〉の表のとおりその差額については赤字状況が続いているので、日々の医療提供への影響が危惧され、さらには、将来の施設・設備の投資に向けて困難な状況にあります。

しかしながら、費用には現金支出を伴わない減価償却費などがあることから、市民病院の現金保有額は平成29年度末では約7億1,900万円、平成30年度末では約7億5,100万円と増加していました。

令和元年度はベテランや中堅の内科医師の退職などにより収益が減少となり、令和元年度末の市民病院の現金保有額は、約1億6,000万円減少し、約5億9,100万円となっています。(病院の運転資金として約4億円の現金保有額が必要)

令和2年度以降におきましても、国・府からの新型コロナウイルス感染症対策における補助金により経営困難な状況には至っていないものの、医業収益と医業費用の差額が増加している状況となっています。

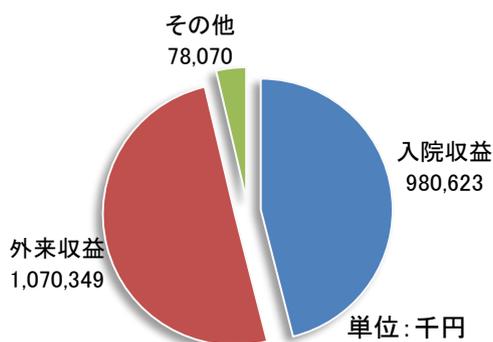
〈参考〉

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
医業収益	2,426,936千円	2,384,195千円	2,129,042千円
医業費用	2,524,449千円	2,481,909千円	2,321,321千円
医業収益-医業費用	-97,513千円	-97,714千円	-192,279千円
1日平均入院患者数	81.0人	79.3人	69.2人
1日平均外来患者数	183.6人	184.0人	177.6人

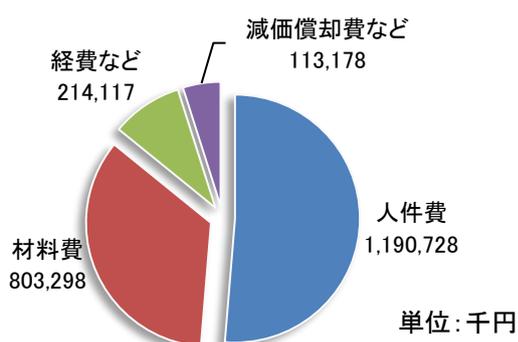
医業収益(営業収益):入院や外来診療での医療行為による収入のこと。

医業費用(営業費用):人件費や材料費等の医療行為に必要な支出のこと。

(令和元年度医業収益内訳)



(令和元年度医業費用内訳)



医業収益は、患者さまからの負担と健康保険よりの診療収入が中心となっています。

その他グラフに入っていないが企業債、一般会計からの負担金や補助金、預金利息などの収入があります。

医業費用は、主に医師や看護師などの人件費、薬品や材料の購入費となっています。また業務委託費用や修繕費などの経費、現金支出が伴わない減価償却費などの支出があります。

その他グラフに入っていないが、建設改良費、企業債償還金、支払利息、消費税などの費用もあります。

②【市民病院を取り巻く環境と現況】

藤井寺市民病院は、長きにわたり地域に根差した診療、良質な医療の継続な提供ができるように健全経営に努めて参りましたが、当院を取り巻く環境が変化し、現況は次の A～E のとおりとなっております。

- A. 平成23年3月に新館増築、既存棟の耐震補強と全面的リニューアル改修工事(約9億円)を行いました、既に10年の経過を迎えようとしており、新館増築した以外の施設や設備については、経年劣化や老朽化が進んでいます。今後も病院を運営して行くにあたり、大規模改修や建替えが必要となってきます。
- B. 令和元年9月に厚生労働省により、「再検証要請対象医療機関(※1)」として、当院の名前が公表され、その対応を検討している状況です。
- C. 「大阪府地域医療構想(※2)」が策定され、当該構想において当院が属する「南河内二次医療圏(※3)」では、2025年には急性期病床数が過剰となり回復期病床数の不足が見込まれること、及び将来的な疾病構造の変化に対応した病院の役割分担が主な課題とされています。(※4 病床機能について)
- D. 医師確保の問題(平成31年3月末医師20人→令和3年4月1日医師15人)、新型コロナウイルス感染症のまん延など、医療を取り巻く環境が激しく変化していることにより、入院及び外来患者数が大きく減少し、非常に厳しい経営状況が続いています。
- E. 地方公営企業として運営されている公立病院は、自らの経営による収入をもって医療サービスを提供するための経費に充てるのが原則となっておりますが、地方公営企業法により、一部認められているものについては、藤井寺市の一般会計から負担(毎年約1億4千万円)されています。

(※1)「再検証要請対象医療機関」とは、各公立・公的医療機関等に求められる機能について分析した結果、診療実績が少ない・近隣に同一機能・規模の医療機能があるなどの理由で、他の医療機関との統合再編も踏まえた検討が必要と指定された医療機関のこと。

(※2)「大阪府地域医療構想」とは、大阪府において、今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化等を見据え、各地における2025年の医療需要と病床必要量などについて推計し策定されたもの。

(※3)「南河内二次医療圏」とは、一体の区域(藤井寺市、松原市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村)として病院等における入院に係る医療を提供することが相当であるとする単位。

(※4 病床機能について) 次の機能をもった病床のこと。

高度急性期機能	○急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能(救急救命病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室など)
急性期機能	○急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて医療を提供する機能
回復期機能	○急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能 ○特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折などの患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能
慢性期機能	○長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○長期にわたり療養が必要な重度の障がい者、筋ジストロフィー患者又は難病患者などを入院させる機能